

上場企業のコーポレート・ガバナンス調査

日本取締役協会(2019年8月1日)

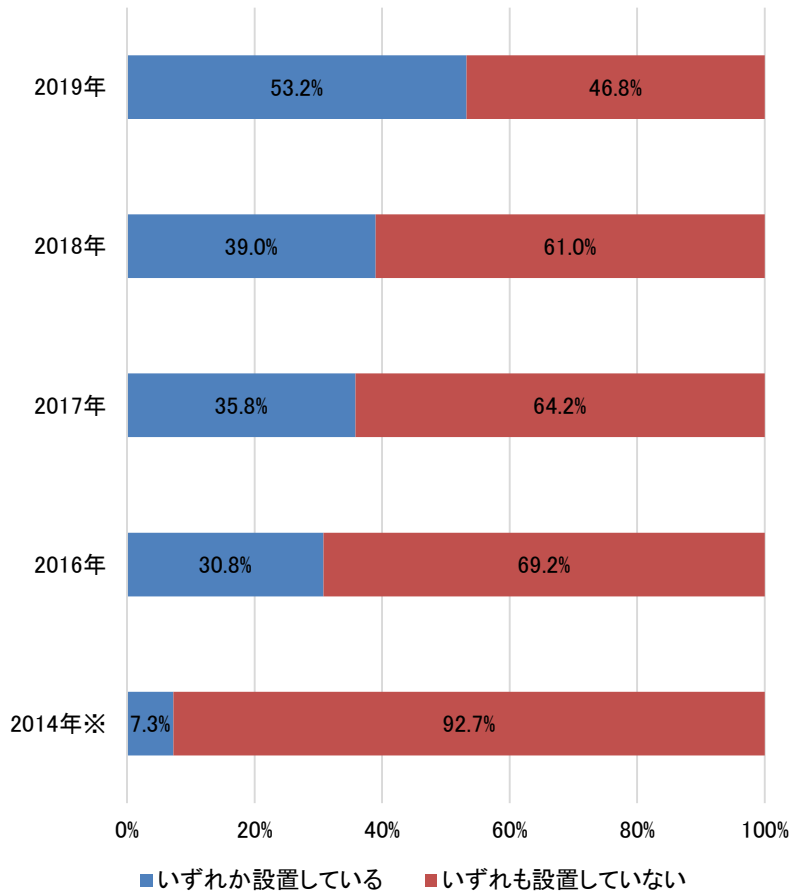
日本の上場企業のコーポレート・ガバナンス改革の歩みを、
特に社外取締役・独立取締役の就任数の観点から、定点観測を行っています。

2019年調査サマリー

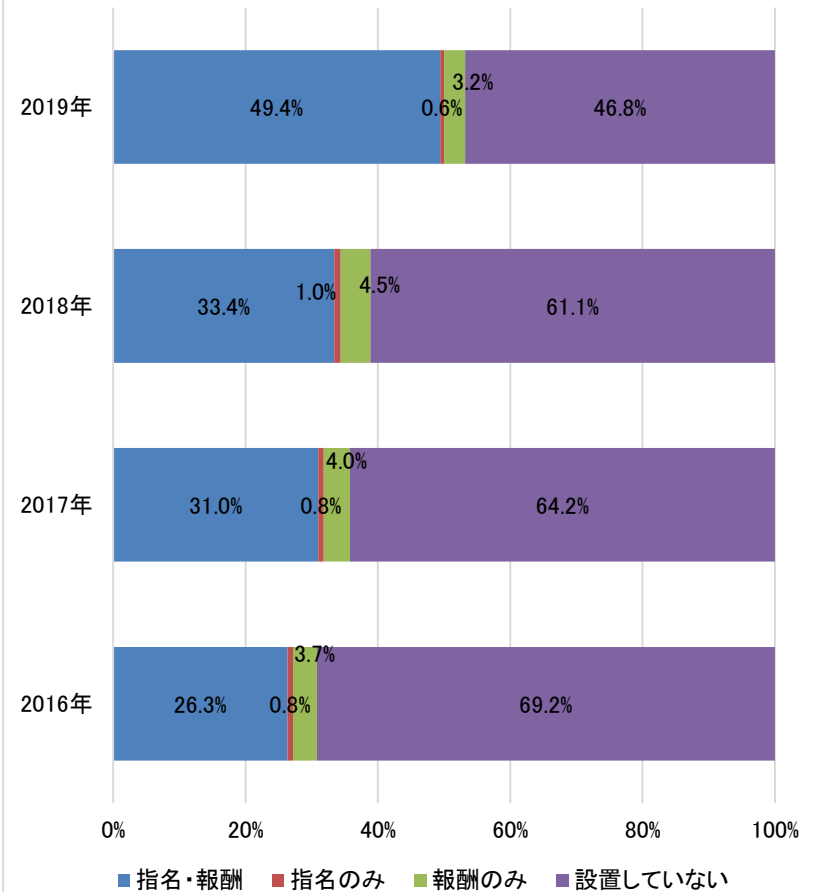
- コーポレートガバナンス改革も5年目を迎え、指名・報酬委員会(任意も含む)のいずれかの設置(3P参照)、社外取締役を3人以上選任、または取締役会の3分の1を占める企業(4P参照)は、東証1部上場企業の半数近くである1千社を越えました。その導入のスピード感は、従来とは比較にならない速さです。今後は、このようなモニタリングを中心とした取締役会をどう運営し、企業価値向上をどう実現するのかが、課題となってきます。
- さらに内容を見ますと、社外ではあっても、当該企業と取引関係がある等、独立要件を満たしていない場合もまだ含まれます。社外取締役・独立取締役を3人以上選任かつ取締役会の3分の1を占めるというように、ハードルを上げた場合、企業数は3割程度になること(4P、5P参照)、またグローバル水準とされる、社外取締役/独立取締役過半数の取締役会は、取締役会の平均人数を9名とした場合、5人以上を選任している企業となりますが、その増加は過去10~15年わずかであり、まだまだ少数派といえるでしょう。(6P、7P参照)
- 社外取締役/独立取締役の人数はのべ5千人(東証1部)、東証全上場企業ではのべ1万人の数字も見えてきました。経営経験や専門知識のある候補者は存在していますが、社外取締役の機能発揮、その役割について共通認識の形成が、企業サイドも社外取締役自身にも、急務となっています。

本調査は、東京証券取引所1部上場企業のコーポレート・ガバナンス体制整備への過程を、2004年~2006年は有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降は東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して、毎年8月1日に集計しています。

指名・報酬委員会(任意含む) 設置の有無(東証1部)

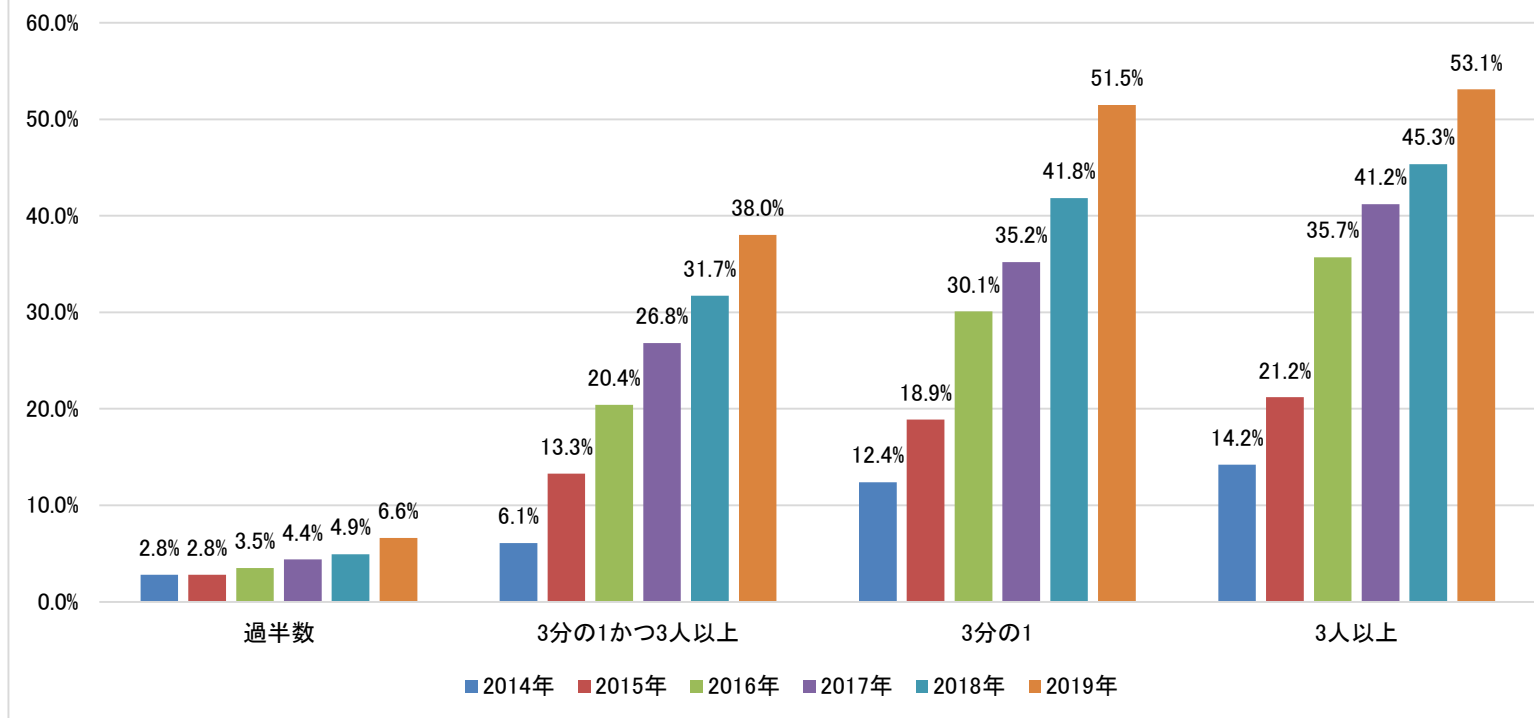


指名・報酬委員会(任意も含む) 設置の内訳(東証1部)



2014年※は東証コーポレートガバナンス白書より算出。2016年以降は、東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

取締役会に占める社外取締役の比率 (東証1部)

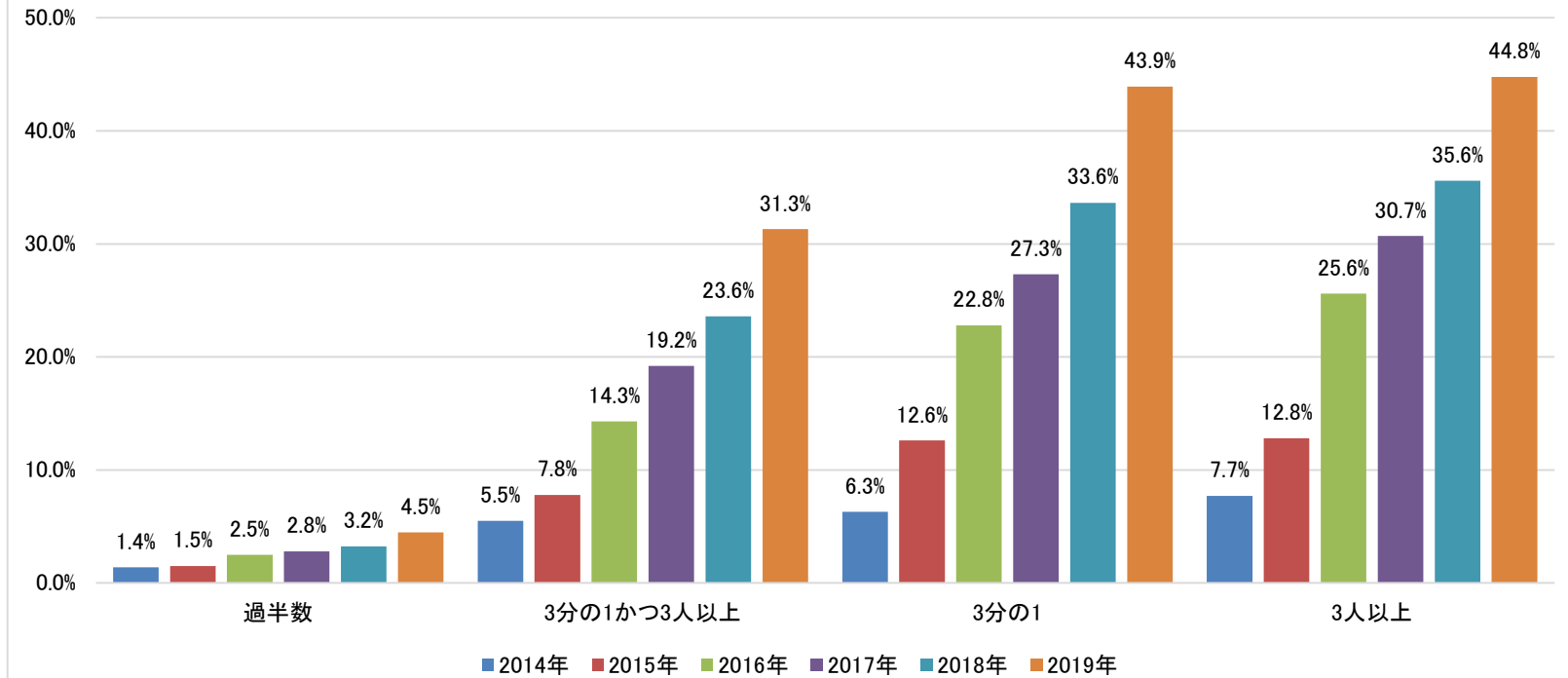


東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役が取締役会に占める割合 2014年 vs 2019年 (東証1部社数)

	過半数	3分の1かつ3人以上	3分の1	3人以上
2019年	142	816	1,105	1,140
2014年	51	111	225	259

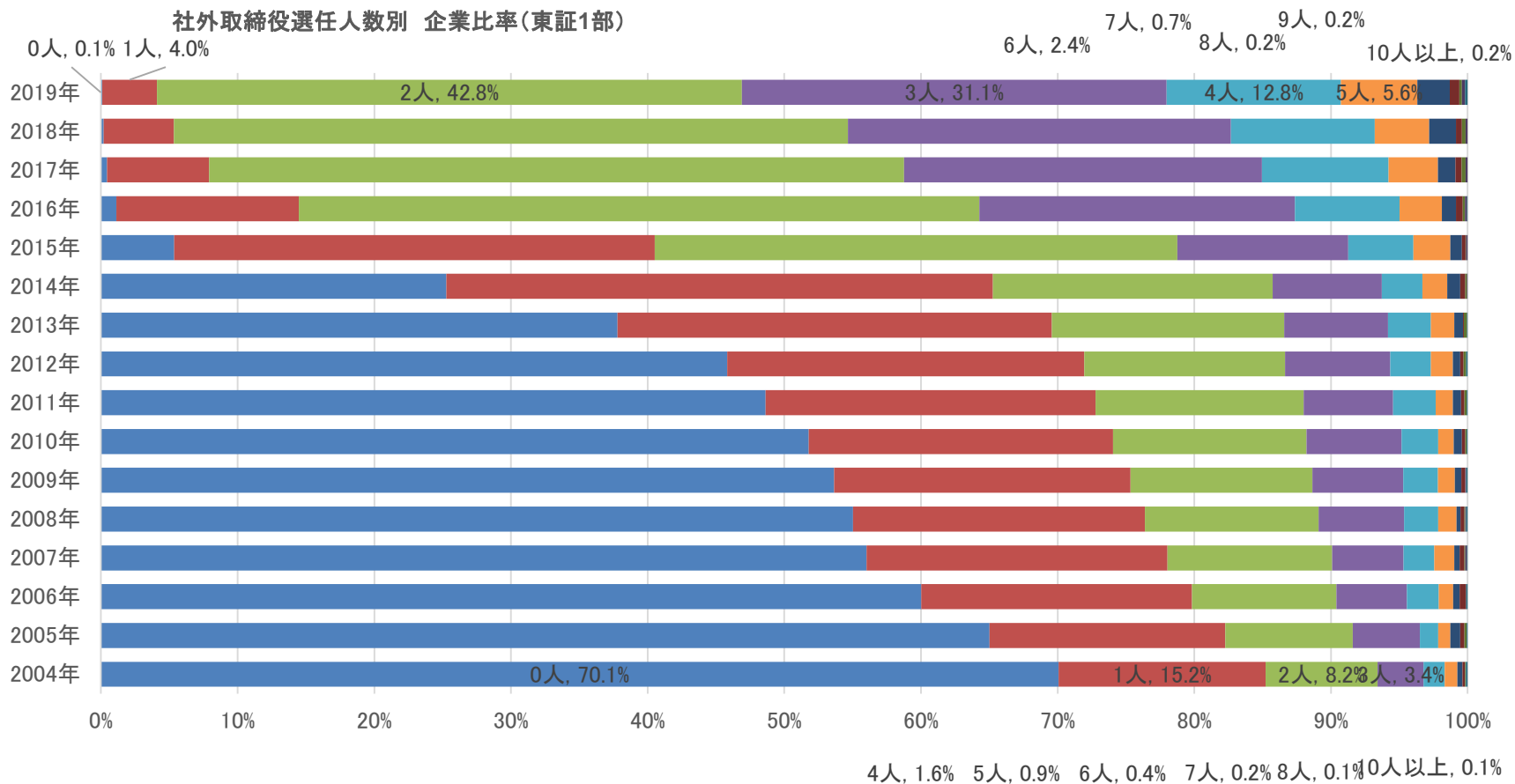
取締役会に占める独立取締役の比率
(東証1部)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

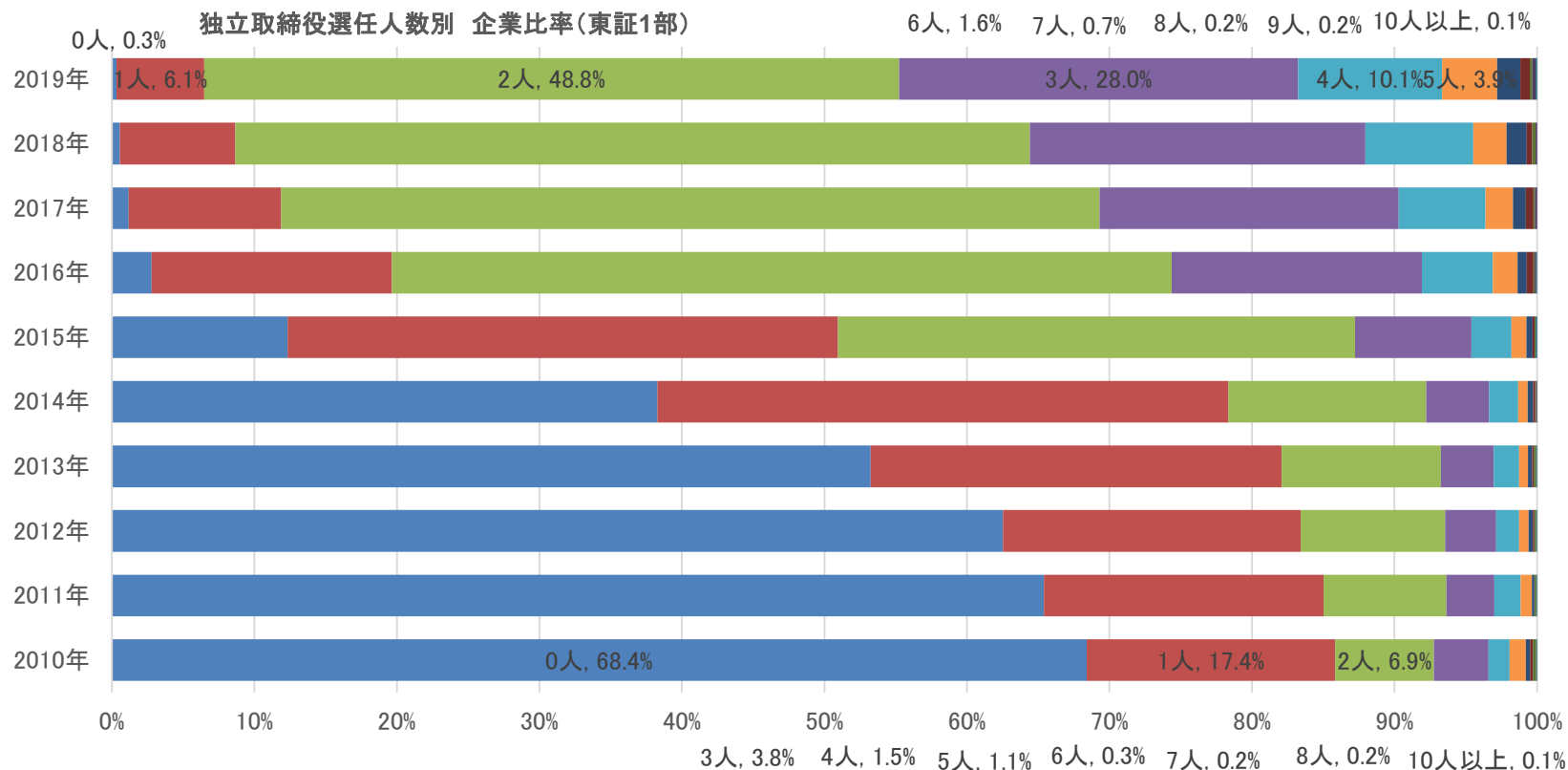
独立取締役が取締役会に占める割合 2014年 vs 2019年 (東証1部、社数)

	過半数	3分の1かつ3人以上	3分の1	3人以上
2019年	96	672	943	961
2014年	25	100	116	141



社外取締役 選任人数別企業数 2004年 vs 2019年 (単位:社)

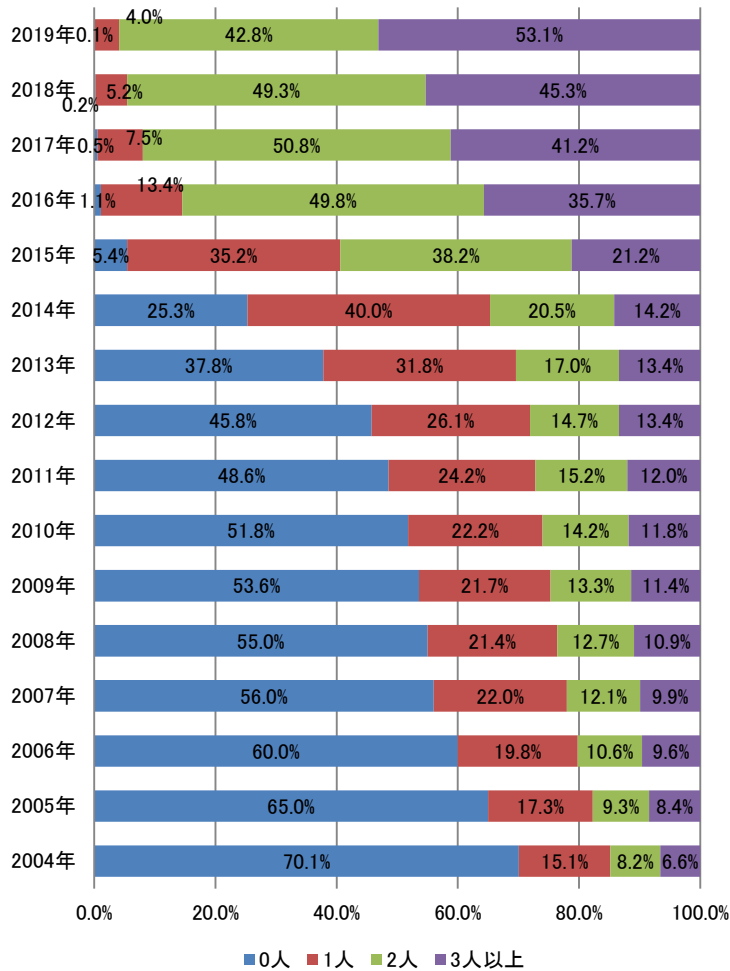
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
2019年	2	86	919	667	274	120	51	15	4	5	4
2004年	1,128	244	132	54	25	15	6	3	1	0	2



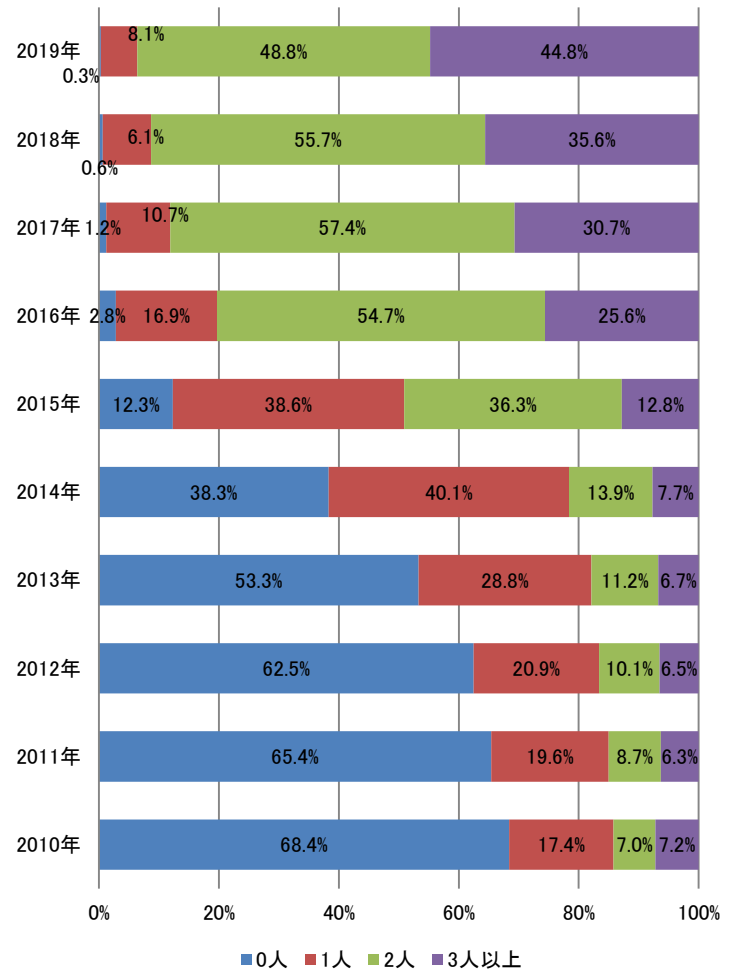
独立取締役 選任人数別企業数 2010年 vs 2019年 (単位:社)

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
2019年	7	132	1047	601	217	83	35	14	4	5	2
2010年	1,145	292	116	64	25	19	5	3	4	0	1

社外取締役選任人数別 企業比率（東証1部）

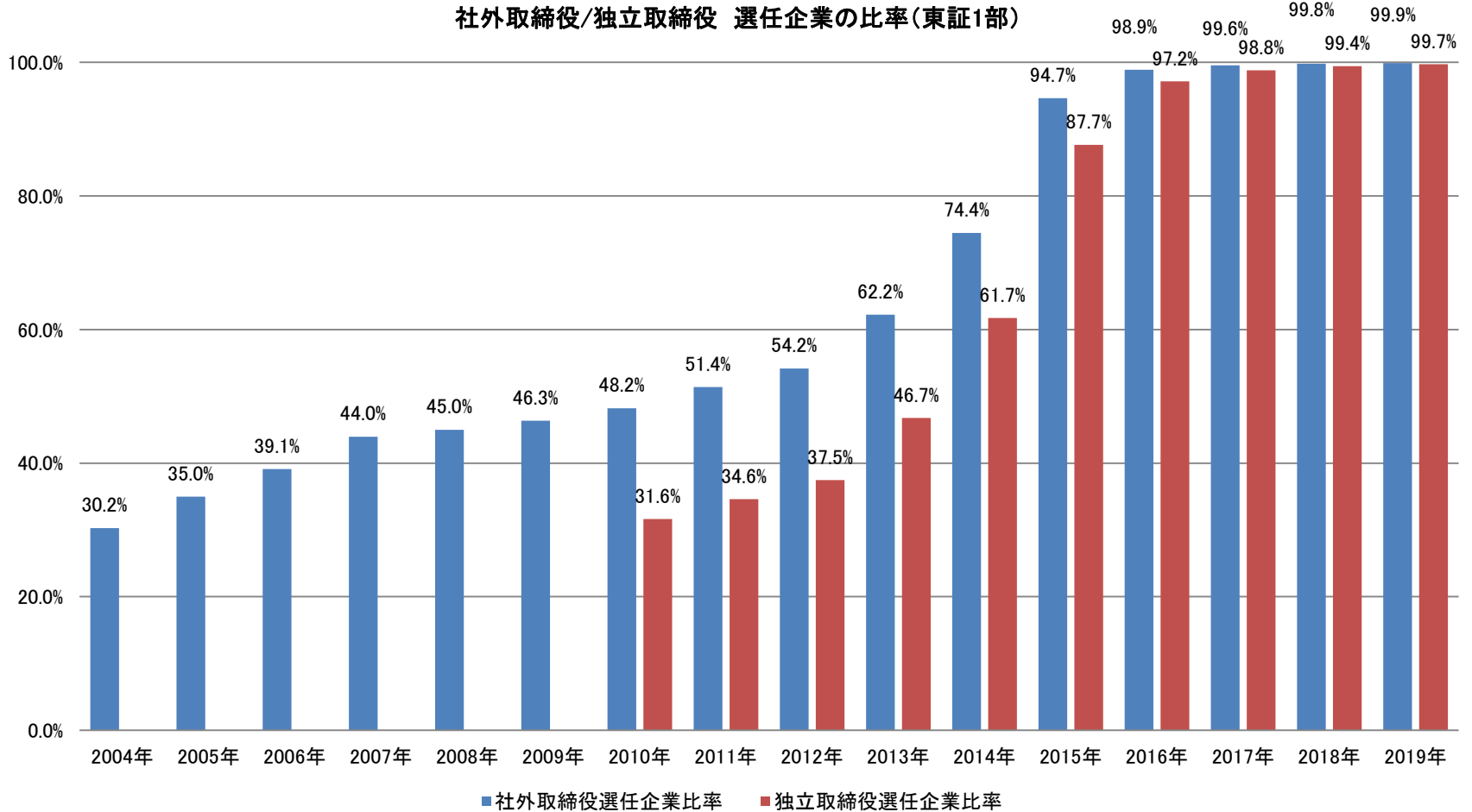


独立取締役選任人数別 企業比率（東証1部）

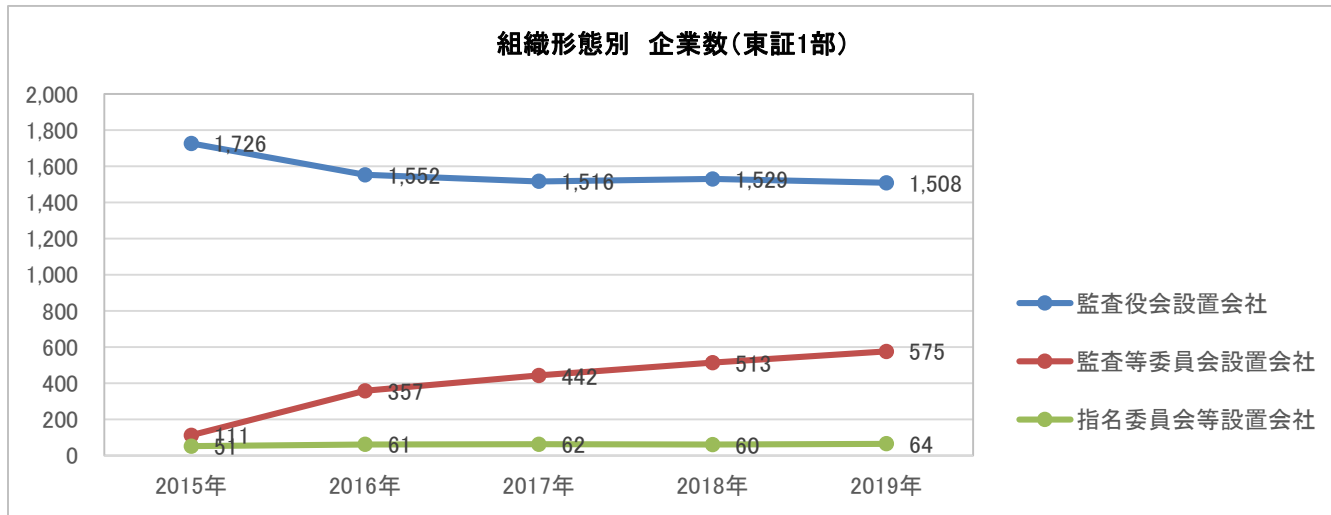
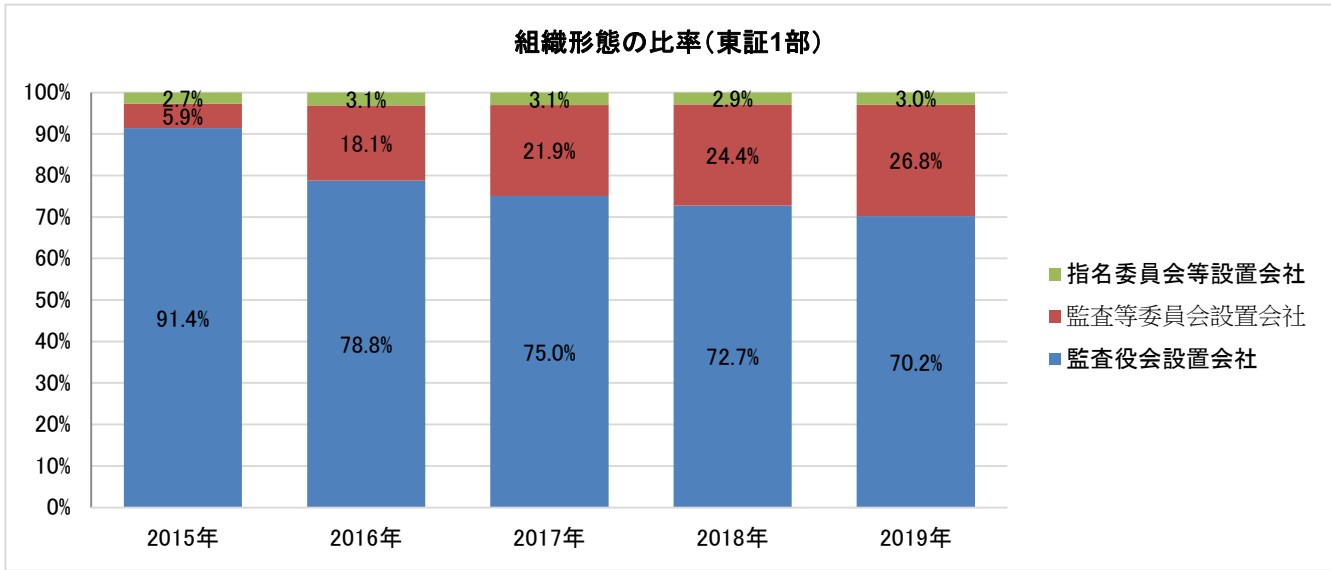


2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役/独立取締役 選任企業の比率(東証1部)

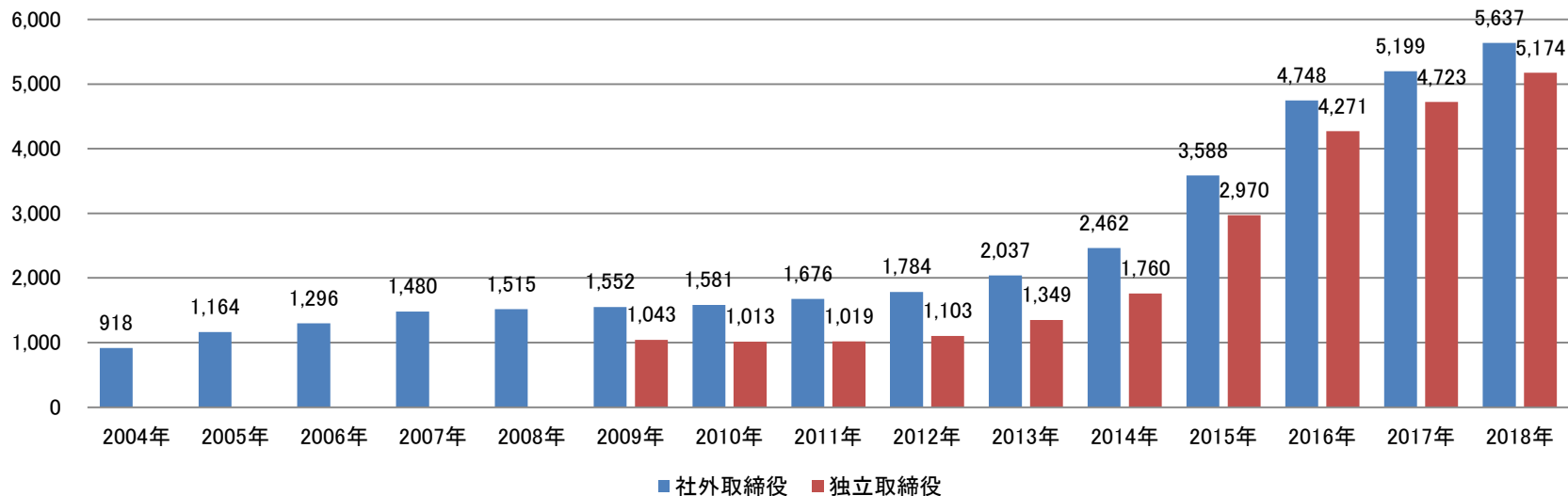


2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役/独立取締役 人数(東証1部)



取締役の人数(東証1部)

東証1部企業の取締役総数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
16,584	16,474	16,493	16,397	16,026	15,403	14,982	14,791	14,636	15,036	15,689	16,874	18,304	18,797	19,267	19,504

東証1部企業の取締役、1社あたりの平均人数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
10.3	9.9	9.4	9.5	9.3	9.1	8.9	8.7	8.7	8.6	8.6	8.9	9.3	9.3	9.2	9.1

2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

参考 コーポレートガバナンス改革 制度等の変遷(1/2)

2014年

- 2月 日本版ステewardシップコード公表(金融庁/企業との対話を通じて中長期的な成長を促す為の機関投資家に求められる行動原則)
- 6月 改正会社法成立(独立取締役導入実質義務化、監査等委員会設置会社新設)
- 6月 政府・成長戦略に「企業の稼ぐ力」の為にコーポレートガバナンス強化が明記
- 6月 社外役員等に関するガイドライン(経済産業省)
- 8月 伊藤レポート公表(経済産業省)
- 8月 コーポレートガバナンス・コード検討開始(金融庁・東京証券取引所)

2015年

- 5月1日 改正会社法 施行
- 6月1日 コーポレートガバナンス・コード適用開始(東京証券取引所 上場企業)
- 7月 「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書(経済産業省)

2017年

- 3月 「CGS研究会報告書—実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引—」(CGSレポート)(経済産業省)
- 4月 「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた取組状況についてフォローアップを実施(株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会)(経済産業省)
- 4月 法制審議会—会社法制(企業統治等関係)部会 設置 (法務省)
- 5月 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を策定—ESG・非財務情報開示と無形資産投資の促進(経済産業省)
- 5月 ステewardシップ・コード(改訂版)の公表(金融庁)
- 10月 伊藤レポート2.0 公表(経済産業省)

参考 コーポレートガバナンス改革 制度等の変遷(2/2)

2018年

- 1月 東京証券取引所 相談役・顧問等の開示に関する「コーポレートガバナンスに関する報告書」記載容量の改訂 適用開始
- 2月 次期会社法改正 中間試案公表
- 6月 投資家と企業の対話ガイドライン 公表(金融庁)
- 6月 コーポレートガバナンス改訂版 適用開始(東京証券取引所)
- 9月 CGS(コーポレートガバナンス・システム)ガイドライン 改訂版 公表(経済産業省)

2019年

- 1月 金融庁より、改正開示府令が公布。4月より一部適用が始まる。
- 2月 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会、会社法改正に関する要綱案を採択、法務大臣に答申。法務省は、秋の臨時国会提出を目指す。
- 3月 社外取締役ガイドライン 改訂版 公表(日本弁護士連合会)
- 6月 経済産業省のCGS研究会 第2期 「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」公表

★ガイドライン・コード類は、日本取締役協会HP “コーポレートガバナンスに関するリンク”にURLを掲出しています。

本調査に関する問い合わせは、ホームページよりお願いいたします。 <http://www.jacd.jp/contact.html>

用語解説

社外取締役（会社法2条15号）（平成26年改正）

社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

独立取締役（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

(A) A、B又はCに掲げる者

(B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(C) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

E. 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

(A) Aから前Dまでに掲げる者

(B) 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(C) 上場会社の子会社の業務執行者

(D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(F) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）

(G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

(H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者